

総務文教委員会調査報告書

平成 23 年 6 月 17 日

総社市議会議長 萱原 潤 様

総務文教委員会
委員長 赤 澤 康 宏

本委員会の調査事件について調査の結果、次のとおり決定したから総社市議
会会議規則第 103 条の規定により報告する。

記

1 調査事件

政策監設置条例について

2 調査の経過

前記事件を調査するため、平成 23 年 6 月 17 日に本委員会を開いた。

3 委員会の調査結果及び意見

本市では、政策の実現並びにその執行に係る横断的な調整及び統括に関する事務を処理するため、副市長のほかに平成 20 年 4 月から政策監を置いているところである。

しかるに、地方自治法第 158 条第 2 項に市長の内部組織の編成に当たっては、本市の事務及び事業の運営が、簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと規定されており、副市長と同様の職務の内部組織である政策監は、市長、副市長が共に本市の事務に経験がない者が就任した等、真に設置が必要と思われる状況以外では必要ないと思われる。

このため、政策監を必置から真に必要なときのみ置くことができるよう条例改正することを要望することとした。